

## 消費者基本計画の構成

### 1. 計画が目指す消費者政策の基本的方向

- (1) 消費者の安全・安心の確保
- (2) 消費者の自立のための基盤整備
- (3) 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応

### 2. 消費者政策の9つの重点

- (1) リコール制度の強化・拡充
- (2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進
- (3) 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進
- (4) 分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり
- (5) 消費者団体訴訟制度の導入
- (6) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進
- (7) 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進
- (8) 消費者からの苦情相談の活用
- (9) 緊要な消費者トラブルへの対応

### 3. 計画の実効性確保のための5つの事項

- (1) 消費者基本計画推進体制の充実・強化
- (2) 消費者基本計画の検証・評価・監視
- (3) 消費者、事業者への広報・啓発
- (4) 地方公共団体、事業者団体及び消費者団体との連携
- (5) 新たな消費者問題への機動的な対応

### 4. 重点的に講ずる121の具体的施策【担当省庁、実施時期を明示】

- (1) 安全の確保
- (2) 選択の機会の確保
  - ① 消費者契約の適正化等
  - ② 計量・規格の適正化
  - ③ 広告その他の表示の適正化等
  - ④ 公正かつ自由な競争の促進等
- (3) 必要な情報の提供
- (4) 消費者教育の推進
- (5) 消費者の意見の反映
- (6) 消費者被害の救済
- (7) 経済社会の変化に応じた対応
  - ① 高度情報通信社会の進展への対応
  - ② 国際的な連携の確保
  - ③ 環境の保全への配慮
- (8) その他
  - ① 関係行政機関の連携強化
  - ② 試験・検査等の施設の整備等
  - ③ 国民生活センターの中核的役割
  - ④ 消費者団体の活動促進
  - ⑤ 公益通報者保護制度の整備
  - ⑥ 企業の社会的責任への取組みの促進

## (6) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

消費者基本法において消費者政策の基本理念として消費者の自立支援が規定されたことから、消費者教育の推進体制を強化する必要がある。

また、履修者、実施場所等に応じて消費者教育を行うことができる専門家の役割が重要である。このため、消費者教育専門家を育成するとともに、消費者教育に携わる者が自由に活用できる教材やパンフレット等を充実する必要がある。

さらに、消費者の生涯にわたる学習機会の充実に向けて、消費者教育の体系化を図る必要がある。

### ① 内閣府・文部科学省間の連携の強化

内閣府・文部科学省間では、従来より消費者教育に関して連携がなされていたところであるが、消費者基本法の成立により、消費者政策の基本理念として消費者の権利の尊重とその自立の支援等が明確化されたことから、消費者教育の重要性が高まるとともに、両府省の更なる緊密な連携が必要となっている。

このため、両府省間の連携を強化することにより、下記②から⑤の施策を強力に推進するとともに、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行う。

[内閣府、文部科学省]

平成 17 年に連携の仕組みを構築する。

### ② 消費生活センターと教育委員会との連携強化

消費者教育を推進するために、消費生活センターと教育委員会との連絡協議会を設置するよう都道府県等に対し要請する。連絡協議会では、地域の実情に応じて、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図る。

[内閣府、文部科学省]

平成 17 年度に実施する。

### ③ 「出前講座」実施の専門家育成

国民生活センター及び消費生活センターにおける消費者問題講座修了者が学校や社会教育施設等で専門家として消費者教育を実施できるよう、その育成プログラム<sup>11</sup>を策定する。

<sup>11</sup> 消費者教育の履修者、実施場所等に応じた教育方法の習得等のためのプログラム

[内閣府、文部科学省、国民生活センター]

策定方針について平成 19 年度までに一定の結論を得る。

#### ④ 消費者教育の基盤整備

- ・ 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。

[内閣府、文部科学省、関係省庁、国民生活センター]

平成 17 年度以降継続的に教材等を作成する。

- ・ 各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。

[内閣府、文部科学省、関係省庁]

基本方針について平成 18 年度までに一定の結論を得る。

#### ⑤ 消費者教育の体系化

消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。

[内閣府、文部科学省、関係省庁、国民生活センター]

平成 19 年度までに一定の結論を得る。